

○消費者庁
国土交通省 告示第二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条第一項の規定に基づき、日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十一月七日

消費者庁長官 新井ゆたか
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示

日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>算定方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号。以下「非住宅・住宅計算方法」という。）別表第10に掲げる地域の区分（1、2、3、4、5、6、7又は8。以下「地域の区分」という。）が8地域以外の地域である場合に限る。）による。こ</p>		<p>物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度）が講じられている</p>		<p>等級 4</p>	<p>熱損失等の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている</p>
<p>基準等を定める省令における算定方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号。以下「非住宅・住宅計算方法」という。）別表第10に掲げる地域の区分（1、2、3、4、5、6、7又は8。以下「地域の区分」という。）が8地域以外の地域である場</p>		<p>られている</p>		<p>等級 4</p>	<p>熱損失等の大きな削減のための対策（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられて</p>

5-2 一次 エネルギー 消費等 等級	一戸建 ての住 宅又は 共同住 宅等	等級 (1 、4、5 又は6) による。 この場合 において	、2、3 及び4地 域を除く)を併 せて明 示する ことが できる。	
			一次エ ネルギー 消費等 等級	一次エ ネルギー 消費量 の削減 の程度
		等級6	一次エ ネルギー	

5-2 一次 エネルギー 消費等 等級	一戸建 ての住 宅又は 共同住 宅等	等級 (1 、4、5 又は6) による。 この場合 において	、外皮平 均熱貫流 率 (単位 を $W/m^2 \cdot K$) とし、地 域の区分 の8地域 を除く。)及び冷 房期の平 均日射熱 取得率 (地 域の区分 の1、2、 3及び4地 域を除く。)を併せ て明示す ることが できる。	
			一次エ ネルギー 消費等 等級	一次エ ネルギー 消費量 の削減 の程度
		等級6	一次エ ネルギー	

<p>は、地域の区分を併せて明示する。また、等級6にあつては、床面積当たりの一次エネルギー消費量（単位をMJ／(㎡・年)とする。)を併せて明示することができる。</p>	<p>消費量の著しい削減のための対策（<u>基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準</u>（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、<u>基準省令第14条第1項の規定</u>により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている</p>
<p>は、地域の区分を併せて明示する。また、等級6にあつては、床面積当たりの一次エネルギー消費量（単位をMJ／(㎡・年)とする。)を併せて明示することができる。</p>	<p>消費量の著しい削減のための対策が講じられている</p>
<p>は、地域の区分を併せて明示する。また、等級6にあつては、床面積当たりの一次エネルギー消費量（単位をMJ／(㎡・年)とする。)を併せて明示することができる。</p>	<p>消費量の著しい削減のための対策が講じられている</p>
<p>は、地域の区分を併せて明示する。また、等級6にあつては、床面積当たりの一次エネルギー消費量（単位をMJ／(㎡・年)とする。)を併せて明示することができる。</p>	<p>消費量の著しい削減のための対策（<u>基準省令に定める建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準</u>（その設定の基礎となる</p>

<p>個別性能に関する こと</p>	<p>1～4 (略)</p>		<p>(略)</p>	<p>1～4 (略)</p>	<p>個別性能に関する こと</p>
	<p>5</p>	<p>5-1 断熱 等性 等級</p>			
<p>5</p>	<p>5-1 断熱 等性 等級</p>	<p>一戸建 ての住 宅又は 共同住 宅等</p>	<p>等級(1) 、2、3 、4、5 、6又は 7(7は 地域の区 分が8地 域以外の 地域であ る場合に 限る。)</p>	<p>断熱等 性能等 級</p>	<p>外壁、窓等を通 しての熱の損失 の防止を図るた めの断熱化等に よる対策の程度</p>
<p>5</p>	<p>5-1 断熱 等性 等級</p>	<p>一戸建 ての住 宅又は 共同住 宅等</p>	<p>等級(1) 、2、3 、4、5 、6又は 7(7は 地域の区 分が8地 域以外の 地域であ る場合に 限る。)</p>	<p>断熱等性能に大 きく影響すると 見込まれる劣化 事象等が認めら れず、かつ、熱 損失等のより著 しい削減のため の対策が講じら れている</p>	<p>断熱等性能に大 きく影響すると 見込まれる劣化 事象等が認めら れず、かつ、熱 損失等のより著 しい削減のため の対策が講じら れている</p>

<p>個別性能に関する こと</p>	<p>1～4 (略)</p>		<p>(略)</p>	<p>1～4 (略)</p>	<p>個別性能に関する こと</p>
	<p>5</p>	<p>5-1 断熱 等性 等級</p>			
<p>5</p>	<p>5-1 断熱 等性 等級</p>	<p>一戸建 ての住 宅又は 共同住 宅等</p>	<p>等級(二) 戸建ての 住宅にあ つては1 、2、3 、4、5 、6又は 7(7は 地域の区 分が8地 域以外の 地域であ る場合に 限る。)</p>	<p>断熱等性能に大 きく影響すると 見込まれる劣化 事象等が認めら れず、かつ、熱 損失等のより著 しい削減のため の対策が講じら れている</p>	<p>断熱等性能に大 きく影響すると 見込まれる劣化 事象等が認めら れず、かつ、熱 損失等のより著 しい削減のため の対策が講じら れている</p>
<p>5</p>	<p>5-1 断熱 等性 等級</p>	<p>一戸建 ての住 宅又は 共同住 宅等</p>	<p>等級(二) 戸建ての 住宅にあ つては1 、2、3 、4、5 、6又は 7(7は 地域の区 分が8地 域以外の 地域であ る場合に 限る。)</p>	<p>断熱等性能に大 きく影響すると 見込まれる劣化 事象等が認めら れず、かつ、熱 損失等のより著 しい削減のため の対策が講じら れている</p>	<p>断熱等性能に大 きく影響すると 見込まれる劣化 事象等が認めら れず、かつ、熱 損失等のより著 しい削減のため の対策が講じら れている</p>

エネルギー消費等級	共同住宅等	6) による。この場合において、地域の区分を併せて明示する。等級1によるときはその理由を併せて明示する。また、等級6にあつては、床面積当たりの一次エネルギー消費量 (単位をMJ / (㎡・年) とする。) を併せて明示することができる。	量等級	度
			等級6	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策 (基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準 (その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに <u>限る。</u>) に相当する程度) が講じられている
			等級5	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込

エネルギー消費等級	共同住宅等	6) による。この場合において、地域の区分を併せて明示する。等級1によるときはその理由を併せて明示する。また、等級6にあつては、床面積当たりの一次エネルギー消費量 (単位をMJ / (㎡・年) とする。) を併せて明示することができる。	量等級	度
			等級6	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策が講じられている
			等級5	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込

6 ～ 10	(略)				6 ～ 10	(略)			<p>まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている</p>
6 ～ 10	(略)				6 ～ 10	(略)		<p>まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第12条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている</p>	

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	
<p>別表 2-2 (略)</p>	
<p>(略)</p>	
<p>別表 2-2 (略)</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表 1 の 5 の(は)及び別表 2 - 1 の 5 の(は)の改正规定は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。